自然災害許訟に学ぶ 組織のリスクマネジメント 一安全配慮義務と別CPの根点ー

JAOHL2023・日本産業保健法学会第3回学術大会連携学会シンポジウム3(日本職業・災害医学会) 「災害産業保健と法」 2023年9月16日

銀座パートナーズ法律事務所 弁護士・博士(法学)・気象予報士 岩手大学地域防災研究センター客員教授 北海道大学公共政策学研究センター上席研究員 人と防災未来センター特別研究調査員

岡本 正(OKAMOTO TADASHI)

BCP・BCMとは

事業継続計画 (BCP: Business Continuity Plan)

災害時に特定された重要業務が中断しないこと、また万一事業活動が中断した場合に目標復旧時間内に重要な機能を再開させ、業務中断に伴う顧客取引の競合他社への流出、マーケットシェアの低下、企業評価の低下などから企業を守るための経営戦略。バックアップシステムの整備、バックアップオフィスの確保、安否確認の迅速化、要員の確保、生産設備の代替などの対策を実施する(Business Continuity Plan: BCP)。

ここでいう計画とは、単なる計画書の意味ではなく、マネジメント全般を含むニュアンスで用いられている。マネジメントを強調する場合は、BCM (Business Continuity Management)とする場合もある。

(内閣府HPより)

リーガル・リスクの視点から

安全配慮義務:

ある法律関係に基づいて特別な社会接触関係に入った当事者間において、当該法律関係の付随義務として当事者の一方または 双方が相手方に対して信義則上負う義務。生命及び健康等を危 険から保護するよう配慮すべき義務。自然災害による危険発生 の場合にも当然に安全配慮義務を負う。

善管注意義務:

委任契約の受任者(役員)は、委任者(組織)に対して、委任 の本旨に従い善良なる管理者の注意をもって委任事務を処理す る。従業員らの生命・健康・財産の安全を自然災害から守るこ とは、善管注意義務の内容と考えるべき。

リーガル・リスクの視点から

内部統制システム構築義務:

会社法・会社法施行規則で明示された大会社における取締役会決議事項。いわゆる「内部統制システム構築義務」。あらゆる組織に応用できる考え方として参考になる。企業業務適正の判断のために必要な項目として「当該株式会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制」が法令に明記されている。いわゆる危機管理マニュアルや事業継続計画(BCP)を含むものと考えてよいだろう。



企業は大規模事故や自然災害の脅威のなかでの組織の事業継続 (BC)の前提として、労働契約を締結している職員について は勿論、顧客、施設利用者、その他関係者の生命・身体等を守 ることが、経営戦略上最も重要なミッションとなる。)

BCPとは



安全配慮義務・善管注意義務 内部統制システム構築義務 (損失危険管理体制の構築) の領域

いつ、だれが、何を判断するかの準備

自らの具体的職務を続ける準備 人材を組織に繋ぎとめる準備 ステークホルダーの安全確保と連携

既存 BCP 概念 図表 2-25 災害と企業責任に関する主な裁判例(東ロナ・

	東日本大	1000	
事件名 裁判所 ·	事案の概要	EE)	
日和幼稚園八人洋版刊 日和幼稚園八人洋版刊 次事件 (第1 審)【判	法人経営の幼稚園の園児5名が送迎バスで津波の 2014 犠牲。4名の遺族が訴訟提起。学校法人の特別の 2014	3.9.17 對	とな出典
1-2 災事件 (控訴審)【和	和解条項前又にて学校法人の法的責任を明確にし、201 上等の体制構築の重要性と当時の対策の不士の対策の対策の不士の対策を表現し、2011年に対策を表現しませらのでは対策を表現しませらのでは対策を表現しませらのでは対策を表現しませらのでは対策を表現しませらのでは対策を表現しませらのでは対策を表現しませらのでは対策を表現しませらのでは対策を表現しませらのでは対策を表現しませらのでは対策を表現しませらのでは対策を表現しませらのでは対策を表現しまればなりませらのでは対策を表現しませらのでは対策を表現しませらのでは対策を表現しませらのでは対策を表現しませらのでは対策を表現しませらのでは対策を表現しませらのでは対策を表現しませらのでは対策を表現しませらのでは対策を表現しませらのでは対策を表現しませらのでは対策を表現しませらのでは対策を表現しませらのでは対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対		例時報204-57
2 薩前高田市民津波被災 2 庫件【判決】 盛岡地 裁	気象庁の津波過小評価により配偶者が津波で犠牲に 201 なったとして、遺族が国家賠償請求。当時の技術・ 設備から可能な限りでの判断であり責任はない。 断。	4.2.20	判例時報 2268-91
3-1 七十七銀行女川支店津 3-1 波被災事件(第1審) 波被災事件(第1審)	支店長指示で銀行支店屋上に避難した行員ら 12名 20 が津波の犠牲。3名の遺族が訴訟提起。自然災害時の一般的な企業の安全配慮義務の存在を肯定し、本災害後の情報収集、屋上への避難指示、避難場所ので変更等について詳細に検討したうえ、銀行の安全配慮義務違反はないと判断。	14.2.25	判例時報 2217-74
3-2 七十七銀行女川支店津 波被災事件(控訴審) (判決) /仙台高裁	補充主張がなされたが、銀行の安全配慮義務違反は 20 ないと判断。	015.4.22	判例時報 2258-68
3-3 七十七銀行女川支店津 3-3 波被災事件 (上告審)		016.2.17	
型型型型型型型型型型型型型型型型型型型型型型型型型型型型型型型型型型型型型	犠牲。2名の遺族が訴訟提起。災害後にラジオ報道等で情報収集の余地があったとしつつも、地域防災計画やハザードマップ、停電被害、報道状況からすれば津波は予見できず、安全配慮義務違反はないと判断。	2014.3.24	判例時報 2223-60
4-2 山元町東保育所津波被 災事件(控訴審)【判 決】/仙台高裁	第一審より踏み込み、保育所に津波が到達するまで 1時間以上の猶予があり、情報収集を十分に実施し、 少しでも遠く、少しでも高い場所へ避難していれば 園児の命が助かった可能性は高いとしつつも、実際 には山元町災害対策本部や保育士らに津波の予見可 能性はなく安全配慮義務違反はないと判断。	2015.3.20	0 判例時報 2256-30
5-1 常磐山元自動車学校津 波被災事件(第1審) [判決] /仙台地裁	自動車学校を経営する株式会社の教習生 25 名 (18 - 19 歳) と非常勤事務職員 1 名ほか会社役職員多 数が送迎バス、徒歩での岐路、会社校舎で津波の犠 牲。教習生 25 名と非常勤職員 1 名の遺族が訴訟提		13 判例時報 2265-69

起。教習終了後の時間帯の安全配慮義務を肯定し、

被害想定や第一報による津波の大きさ等を考慮すれば津波は予見できたいとしてつま、会社従業員をが

災害復興法学II

An Encouragement of Disaster Recovery and Revitalization Law II

> 岡本 正 Tadashi Okamoto



自然災害と安全配慮義務

安全配慮義務:

具体的な規模や事象がいつ起きるか予測できないとしても、「安全配慮義務」は常に追っていることが裁判所によって 明確にされている。

「…本件に即して言えば、被告は、本件被災行員ら3名が使用者又は上司の指示に従って遂行する業務を管理するに当たっては、その生命及び健康等が地震や津波といった自然災害の危険からも保護されるよう配慮すべき義務を負っていたというべきである。」(平成26年2月25日仙台地裁判決)

東日本大震災と津波被災訴訟

七十七銀行女川支店訴訟

仙台地裁 平成26年2月25日 判決

東日本大震災の津波により銀行支店の屋上に避難していた支店長を含む銀行員ら I 2名が死亡した事故。うち3名の遺族が訴訟提起。銀行の安全配慮義務違反はないとされ、損害賠償請求が認められなかった。

常磐山元自動車学校訴訟

仙台地裁 平成27年1月13日 判決

東日本大震災に伴う津波により、株式会社常磐山元自動車学校の自動車教習所の教習生(25名、いずれも |8~|9歳)と職員 |名が犠牲になった事故。教習契約に基づく安全配慮義務違反があるとし、会社に対する損害賠償請求を認めた。

東日本大震災と津波被災訴訟

大川小学校津波訴訟 第1審

災害発生前からのマニュアルの整備義務などの違反はない

災害発生後の3時30分には、現場にて広報車が津波襲来を知らせたことを教員は察知したが、その後の避難誘導先を裏山ではなく三角地帯とするなど避難誘導先を誤った。

大川小学校津波訴訟 控訴審

仙台高裁 平成30年4月26日に仙台高等裁判所

災害発生前からのマニュアルの整備義務違反・教員らへの訓練違反・マニュアル周知違反がそもそもあった。マニュアルがあれば、最初の地震の速報の段階で、決められた通り適切な避難先へ誘導できた。

BCPのポイント・教訓を抽出

災害後の情報収集義務

情報取得後の判断能力

組織図 I 見直し 周知 I

判断権者不在の 回避

> 責任権限の 自動移譲

事前マニュアル 整備

対災害訓練の 実施 想像力感受性教育研修

内部リスクコミュニケーション

被災後に過酷な環境に置かれ、肉体的・精神的・経済的負担から離職してしまえば、組織としても事業継続の担い手を失うことになってしまう。

そこで、災害発生のリスクや、災害後に被災者を安心させるための内部に向けた「リスクコミュニケーション」の実施を平時から丁寧に行っておくことが重要ではないか。

人材育成の視点

災害時にできるかぎり情報を収集 できるかぎり適切な判断を尽くす その前提となるのがBCPの整備と すべての構成員に対して BCPを「自分ごと」にする



原子力規制庁(放射線対策委託費 放射線安全規制研究 戦略的推進事業費 放射線安全規制研究推進事業)から 委託を受けた「原子力災害拠点病院のモデルBCP及び外 部評価等に関する調査及び開発」 ______

原子力災害拠点病院のモデル BCP 及び

外部評価等に関する調査及び開発

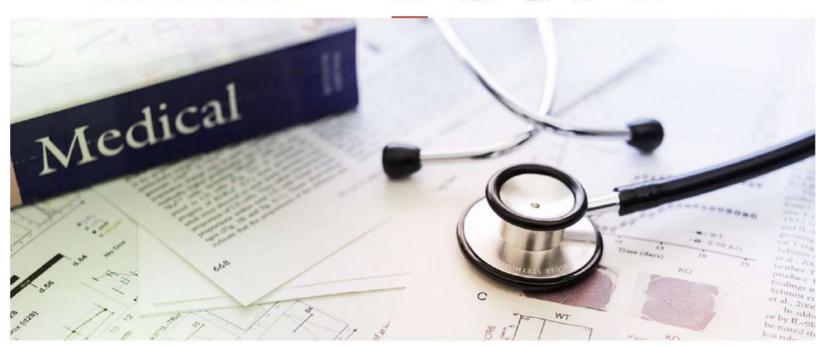
HOME

研究内容

組織

成果

TOPICS



厚生労働省事業継続計画(BCP)策定研修事業における 「安全配慮義務」の視点について学ぶ新たな研修コンテンツの作成

災害時における医療機関の 事業継続マネジメント ー自然災害訴訟と安全配慮義務に学ぶー

厚生労働省 令和5年度事業継続計画(BCP)策定研修事業

銀座パートナーズ法律事務所 弁護士・博士 (注受)・与母子起土

岩手大学地域防災研究 北海道大学公共政策学研究 人と防災未来センター 元内閣府行政刷新会議事系 元文部科学省原子力損害賠償紛争原

岡本 正(©TADAS



BCP

Business Continuity Plan

B CP

Business and

Continuity Plan

被災とは「お金とくらし」の困難

新築したばかりの家は全壊、 家族は行方不明……。

いったい、どうすればよいのか、 途方にくれています。

まずは、「り災証明書」を 取得しましょう

熱照

生活再建の第一歩「リ災証明書」の取得



週去を求められています。 勤務先も被災で休業、 収入がありません。

アパートが被災し、

生活再建に際しては、トラブルが多発しがちです

親參

生活の支援

自宅が壊れて、

キャッシュカードも通帳も 紛失しました。

健康保険証も見当たりません。

災害時は、貴重品等の紛失にも 柔軟に対応します

參照

生活の支援

一家の大黒柱である 夫を亡くしました。 貯金も、ほとんどありません。 当面の生活さえ見通せません。

参)被災直後の生活を支える 給付金があります

参照

お金の支援

もらえるお金、借りられるお金

全壊した自宅は 住宅ローンが残っています。 公共料金など 毎月の支払いも心配です。

● ローンや公共料金等の 減免制度があります

参照

お金の支援
支払いの減免など



自宅を建て直す場合、 何か融資はありますか。 お金がない場合は どうすればいいですか。

住宅の提供、被災者向け住宅融資など 事情に応じて利用できます

参照

住居の支援 住まいの再建

岡本正監修『被災後の生活再建のてびき』(東京法規出版)より

東日本大震災4万件超·熊本地震1万2千件超(約1年間)

東日本大震災における主な相談内容

(宮城県石巻市)

2011年3月~2012年5月(3,481件)

熊本地震における主な相談内容

2016年4月~2017年4月(12.284件)

相続等	19.5%
震災関連法令*1	18.4%
不動産賃貸借(借家)	18.0%
住宅・車・船等の ローン・リース	10.3%

*1 各種支援制度に関する問い合わせなど

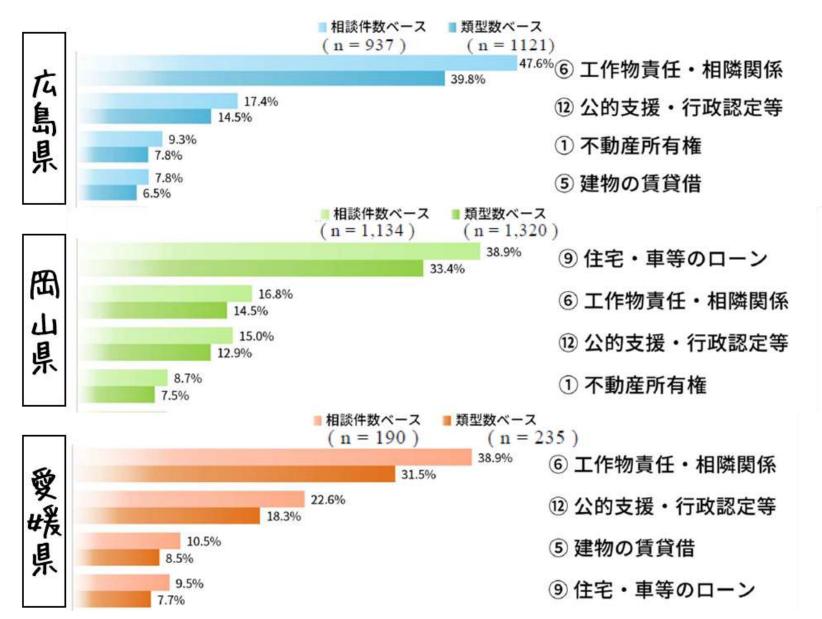
不動産賃貸借(借家)20.3%工作物責任相隣関係*215.4%住宅・車等のローン・リース13.7%公的支援・行政認定等12.4%

*2 近隣住民とのトラブルなど

(岡本正著『災害復興法学』『災害復興法学Ⅱ』慶應義塾大学出版会刊より引用)

西日本豪雨 (2018年7月11日~10月31日:3230件)

※日本弁護士連合会による第二次分析結果



もくじ

生活を取り戻す知恵を備える 再建へのステップを意識する



岡本正『被災したあなたを助けるお金とくらしの話 増補版』(弘文堂)より

Part 🗸	D (支払いができ	ない		Part 3 貴重品がなくなった Part 2								はじめの一歩 Part 1 じめの一歩 Chapter Chapter				
Chapter Cha	pter 3	Chapter 13	Chapter 12	Chapter 11	Chapter 10	Chapter 9	Chapter 8	コラム	Chapter 7	Chapter 6	Chapter 5	Chapter 4	コラム	Chapter 3	Chapter 2	Chapter 1	(C
	- (ご) 住まいの全壊等には被災者生活	がイドラインの 遊済条件変更が	ガイドライン②~ 被災ローン減免制度には多くの	* がイドライン①~ 被災ローン減免制度は破産に	支払い猶予措置がある 電気・ガス・水道等公共料金も	保険料の支払い猶予も保険会社による	(K) 携帯電話料金は支払い期限	2 新型コロナと休業支援	保険診療を受けられる	不明なら保険協会の窓口へ保険会社や契約内容が	生地の権利証がなくなっても	- 預貯金は引き出せる	1 新型コロナと生活支援情報	写真撮影も忘れずに罹災証明書の被害認定では	生活再建への第一歩「罹災	大災害で被災するとは	
64 6	50 58	3 54	50	46	42	38	34	32	28	24	20	16	11	10	6	2	ii

生活を取り戻す知恵を備える再建へのステップを意識する

岡本正『被災したあなたを助けるお金とくらしの話 増補版』(弘文堂)より



		HJ/+\IL	עו יי	.9X O 1	ינטטיהוי	۷ روند ک	د ۵ ده	ے عند ر	- ` `									The large (100 Heli 2 Columbia)				
7	被災地の 声を見る	Part 7	生活を取り戻す				Part	6	トラブルの解決 Pa				Part 5 お金の支援						Part 4			
コラムフ	Chapter 30	Chapter 29	7746	Chapter 28	Chapter 27	Chapter 26	Chapter 25	Chapter 24	コラムち	Chapter 23	Chapter 22	Chapter 21	Chapter 20	コラムム	Chapter 19	Chapter 18	Chapter 17	Chapter 16	Chapter 15	Chapter 14		
新型			00						新型		000	3		00		78-8:484 ·				安心		
コロナと国民の声	~熊本地震~ 一条を防災・減災へ活かす 一条を防災・減災へ活かす 無料法律相談1万2000件の	. 災~ 動 動 跡 の 声 の 声 の 声 の 声	ナと避難所TKB	緩和されることもある仮設住宅の入居要件は)検討しよう 「リバース・モーゲージ」を新しい借り入れのしくみ	には注意を 自宅の応急修理制度利用 仮設住宅に入れない!?	の期限が延長に特別法の発動で行政手続き等	相続放棄ができる期限に注意を	コロナの紛争にADR	子どもの権利に配慮を避難所環境と女性や	契約は慎重に	ADR活用も~災害ADR②~自宅損壊で隣家に被害が出たら	〜災害ADR①〜 災害ADRによる解決を 賃貸借契約の紛争は	コナ給付金を保護せよ	- 申請を忘れずに - 自治体が配分する義援金の)災害援護資金の貸し付け3年間は返済の必要なし	な	<u></u>] 追加金も~加算支援金~遺族)最大200万円の 被災者生活再建支援金には	再建支援金を~基礎支援金~住まいの全壊等には被災者生活		
34	1 130	126	124	120	116	112	108	104	102	98	94	90	86	84	80	76	72	68	64	60		

被災に備える豆知識 (取材協力:弁護士 岡本正さん)





2023.07.25



2023.07.26



2023.07.27

2023.07.24 ①り災証明書





2023.07.28 国被災ローン

「災害直後の72時間を

法律相談

の間にこそ、 備えておく

られない〉

新

生き延びた後、何に困り、

ある会場の人たちに向か ヤンパス。防災に関心の 何が必要となるのか」。 (36)が問い掛けた。 月末、神奈 弁護士の岡本正 大横浜キ

る「事業継続計画(BC 動が途絶えないようにす 災害が起きても事業や活 や避難、備蓄。そして、 る上で欠かせない耐震化 地震や津波から命を守

仕事を始められるだろう した人が果たしてすぐに らに投げ掛ける。「被災 け落ちている」。岡本はさ だが、その間の視点が抜 か。その段階に移るまで どちらも大切な防災

> いる ンも1200万円残って が、全壊した自宅のロー あるいは都市の規模など で異なる法的ニーズの実

は、法律家として東日本 岡本がそう思い至ったの

大震災に向き合ったから

支援のため弁護士が被

隣トラブル…。被災を機 破産に離婚、 相続、近

態が見えてきた」。

田市は「比較的新しい家 例えば、岩手県陸前高

型と名付けた。 借家や相隣関係の相談

岡本はこれを「都市津波

からの相談が目立った」。 れそうだという若い世代

与えた被害に関する担 借家の修理をめぐると ないが、揺れで被災 内陸のため漫水はして ノルや落ちた瓦が隣室

生き出

3 大震災に向き合ったから は、法律家として東日本 岡本がそう思い至ったの べき重要な課題がある」 防災に明るくなかった いる〉 が、全壊した自宅のロー ンも1200万円残って 波で流された。リース料

支援のため弁護士が被 隣トラブル…。被災を機 破産に離婚、相続、近

で異なる法的ニーズの実 あるいは都市の規模など 態が見えてきた」。 いくと、「内陸と沿岸、

市町村別に目を凝らして

例えば、岩手県陸前高

型」と名付けた。 岡本はこれを「都市津波 借家や相隣関係の相談

からの相談が目立った」。 れそうだという若い世代 住宅ローンで押しつぶさ が多く、命は助かったが、 与えた被害に関する相談 借家の修理をめぐるトラ 内陸のため浸水はしてい 葉区は「都市地震型」。 が突出していた仙台市青 ないが、揺れで被災した

生き抜 恵伝え

が多数を占めた。「命に

費はどうしたらいいのもほぼない。当面の生活 ンで入力する日々が続い 送られてくる相談票一枚 被災各県の弁護士会から 相談件数は4万件余り。 相談。岡本はそのデータ すぐに始まった無料法律 災地に駆け付け、震災後 トが流され、 た。1年間で寄せられた し、自らその役割を担っ 枚に目を通し、パソコ ース化を日弁連に進言 〈家がなくなり、貯金 取引先や顧客のリス 無事を伝え に抱え込んだ悩みや苦し 分を参考に「不動産所有 ば、支援に役立つはずだ 権」「預金・株等の流動 法的ニーズを視覚化すれ 談から浮かんだ被災者の とに岡本は気付く。「相 くのしかかってくる」こ 先に生活再建の課題が重 で終わりじゃない。その 現実だった。 誰もが直面しうる被災の 悲劇の物語とは異なり、 の苦しい胸の内は、メデ みを打ち明ける人々。そ 資産」「境界」など20余 イアで報じられるような 日常的な法律相談の区 「命を守っても、それ



被災とは何か。事例を挙げて説く岡本さん =7月31日、神奈川大横 ない解決手段のノウハ 備えといえた。 もまた、次に生かすべき まない」と岡本。一様で 法廷に持ち込むのはなじ の、紛争相手が近所の 関わる問題ではないもの

とばかりが学びではな 法学」と名付け、 岡本はそれを「災害復興 とが防災の近道になる」。 知識を身に付けておくこ メージし、役立つ知恵や 活が壊れる。その姿をイ 。災害が起きると、 「津波の映像を見るこ 生

渡辺

者はそれを拒む。

そうしたいくつかのケ を見つけられない居住

スを挙げながら、

。 「当たり前だった

去を求めるが、別の住ま

貸主は退

して住み続けるのが不

に訴えた

ている災害への

聞

自助のヒント

被災者支援の各種制度

被災者に対する公的な支援策と しては、被災者生活再建支援金や 災害弔慰金のほか、災害による負

「減災新聞」は毎週土曜日 に掲載します。災害対策や備 えに関する話題や情報をお待 えに関うの品質や開始をおけたり、 ちしています。被災地に届けたいメッセージも募集します。住所、氏名、年齢、職業、 電話者号、メールアドレスを 明記し、神奈川新聞報道部「減 災新聞」担当へファクスかメ ールで。ファクス=045(227) 0154、メール=houdou@kanag awa-np.co.jp

第273号

金が底を突き、最悪の場 収入が入らなくなって資 経営者であれば、事業 鎌倉の浄明寺町内会の 後のことって考えていま ための防災はやっている 問い掛ける。「生き残る 除証券や不動産の権利証 が津波に襲われれば、保 ですか」。岡本弁護士は などの重要書類も流され 防災の集い」で、 弁連で4万件を超える法律相談を分析した岡本正弁護士 「自宅や職場で実践し 不渡りを出す。自宅 鎌倉出身 ||写真、鎌倉市出身||は、そろ訴え続けている 生き延びた 備えは何 地元 の岡 え」大切さ 備 説 本弁護士 きる支援策の有無。それ そして、被災時に活用で ■相談 が被災者の抱えるトラ ルや悩みの大半である

をいくつも示す。 せられた「絶望的な声」 せられた「絶望的な声」 (買ったばかりの家が

りませんか〉

はがれてしまって危险 ません。インターネットだって見たくても見られ は支払うしかないのか〉 金額に。毎月の公共料金 族全員分ばかにならない 使えるけど、支払いは家 も使えません。スマホは 当然使えません。 (家が全壊し、 借家の屋根瓦が一部 しん。 区で電話は 電気、

主も被災していて修理と だ。家主に言ったが、家

その時に頼れる仕組みや法制度をあらかじめ理解してお 得る。こうした「災後」のリスクにあらかじめ目を向け、 地震や津波に見舞われた地域では、誰もが被災者になりけが苦しむのではない。仕事やローン、近隣トラブル…。 くこともまた、欠かせない備えだ。東日本大震災後に日 つぶれたわが家に住めなくなり、家族を奪われた人だ 変わってしまう。生き延 はずの日常がトラブルに ない」。支払いと契約、びて、それで終わりでは (渡辺 渉) せん か まとまったお金はありま なくてはなりませんか。います。大学はあきらめ スライドに映し出され

る言葉をじっと見つめる このままリース料金やロ ます。自宅も津波被害に ス料の支払いが迫ってい 車が流されました。リー な事例を列挙していく。 住民たち。さらに具体的 1200万円あります あい全壊です。ローンが ンを支払わなければな (津波でトラクターや

をはせ、 の不安、 乱の中で政府などから発 っておくべきだと説く。 信される支援関係の情報 ればならない現実に思い ものに向き合い続けなけ 精神的な苦痛。そうした なぜなら、被災後の混 金銭的な問題 だからこそ「そ

の猶予や減免などを受け
本的に相談すれば支払い
本のでは、基 るので、それを確認する ウェブサイトに「被災者 られる。保険会社などの 取れる最大500万円の ことがポイントだと説明 公共料金については、 「災害弔慰金」がある ローンや保険、

らだ。「例えば厚生労働 災者の元に届きにくいか を出している。国はそう きるようにするとの通知 持っていなくても受診で した『いいお知らせ』を 者の場合は健康保険証を した。

が津波に襲われて、 生になったばかりです。 不明です。子どもが高校 控えた高校生の子どもが 亡くなりました。受験を どうしたらいいのです **〈一家の大黒柱の夫が** 夫の職場 ころではないという。住ころではないという。住 うしたらいいのか)

災後に途方に暮れないよ

岡本弁護士は一方で、

はないと強調する。「8 き合いに、示したような も大半の人は生き残ると く高い数字だが、それで %というのはとんでもな ケースが決して人ごとで なった宮城県女川町を引 いうこと。命を守ること - 方人の約8%が犠牲に 不安 岡本弁護士は、

全

瞬間から抱える先行きへ のだろうか」。被災した はもちろん大切だが、 かったからといって、防 災がそこで終わってい うにするために知ってお 壊や半壊といった住宅の の交付を受けること。 くべき制度をいくつか挙 ここから 生活を立て直すのはまず はあるかもしれないが、だ。一判定の内容に不満 る上で基本となるもの 被害程度を証明する書類 まずは「罹災証明書 被災者が支援を受け

か100万とか少ないかか100万とか少ないか 取れる金額は、50万円 生活再建支援金」。「(被災者 さに希望になる 次に、最大で300万 そして、家族が犠牲に 受け

が重なり合う。「遺言・相続」「霊 台市青葉区と陸前高田市の特徴 的ニーズが発生していた。 被害を受けたことで、多様な法 産業の集積する都市が壊滅的な がいずれも約2割あり、人口や 災関連法令」「不動産賃貸借」 している。(度辺 渉)いくことが求められる」と指摘 うした生の声を政策に生かして 復興のニーズもまた多様だ。こ 地域ごとに異なり、 岡本弁護士は「被災の態様は 生活再建や

はどんどん細くなり、複などんどん細くなり、情報 半年間で1500通ぐら 災者は知りようがない」

者が置かれた苦難の状況を読み相談から、東日本大震災の被災 寄せられた4万件超もの法律 法的二 地域差

4万件の声分析 損壊、インフラの被害が際立っ 揺れに見舞われ、住宅や建物の 区。しかし、震度ら弱の激しい を反映した「工作物責任・相降 の倒壊による隣家とのトラブル 3割と突出。 星根瓦の落下や塀 の「不動産賃貸借」が全体の約 った法的なニーズも、借家関係 相談事例から浮き彫りにな

も目立った。

が死亡した宮城県石巻市は、仙

漫水被害はなかった仙台市青葉

海に面してはおらず、津波の

を反映して大きく異なってい

解いた岡本正弁護士。その一件

件に目を凝らし、分析を進め

相談の傾向は地域性

宅・車・船等のローン、リース」を訪ねる「震災関連法令」や「住 生活の根拠を奪われた人が多か が亡くなった岩手県陸前高田市 っただけに、支援策の有無など では、「遺言・相続」が4割に 都市部の特徴が表れていた。 し出していた。広範囲に浸水し、 亡くなった人の多さを映 人口の8%近く

市町村別で最多の3千



<mark>防</mark>災の プロフェッショナル が語る!

水害から命と生活を守るために

朝日新聞デジタル(2022年1月31日)ハザードマップ講習会

The General Insurance Association of Japan

『被災したあなたを助けるお金とくらしの話』 ■



医療福祉・救命救護分野における「災害政策実務・被災者支援法務」研修の必須性



ソーシャルワーカー研修(福祉士会等)



救命救護関係者研修(自衛隊・消防・日赤等)



病院職員研修(医療法人・国立病院機構等)



看護師研修(災害看護教育・看護士協会等)

住み続けり まちづくりを

【目標//】

包括的で安全かつ強靭(レジリエント)で 持続可能な都市及び人間居住を実現 する

11-5

2030年までに、貧困層及びぜい弱な 立場にある人々の保護に焦点をあてなが ら、水関連災害などの災害による死者や 被災者数を大幅に減らす。

11-b

2020 年までに、包含、資源効率、気候変動の緩和と適応、災害に対する強靱さ(レジリエンス)を目指す総合的政策及び計画を導入・実施した都市及び人間居住地の件数を大幅に増加させ、仙台防災枠組 2015-2030 に沿って、あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施を行う。

3 気候変動に具体的な対策を



【目標/3】

変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる

13-1

すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性(レジリエンス)及び適応力を強化する。

人間の復興を目指す オール・ハザード・アプローチへ

災害復興法学 Ⅲ

An Encouragement of Disaster Recovery and Revitalization Law III

岡本正著



慶應義塾大学で誕生し 全国へ広がる人気講座の最新刊 遂に登場



2023年10月刊行

左記 QR コードから、 Amazon で予約注文受付中

A5 判/並製/416 頁

ISBN: 978-4-7664-2918-3 C3032

定価:3,300円(税込み)



参考文献

プロローグ

第1部 新型コロナウイルス感染症と災害復興法学—COVID-19

第 | 章 新型コロナウイルス感染症は災害か: 災害対策の知恵を感染症に活かせ

第2章 新型コロナウイルス感染症とリーガル・ニーズ: 動き出す法律家たち 第3章 感染症対策にも被災ローン減免制度を: 被災ローン減免制度コロナ 特則とガイドライン立法化提言

第4章 新型コロナ関係給付金を差押えから保護せよ: 特別定額給付金等を 巡る諸課題

第5章 オンラインで契約紛争解決: 弁護士会の新型コロナADR・ODR 第6章 正しい情報と正しい判断で職員・顧客を守る: 新型感染症対策と BCP・BCM

第7章 新型コロナウイルス感染症に立ち向かう知識の備え: あなたを助ける お金とくらしの話

第2部 異常気象と災害復興法学—DISASTERS

第1章 西日本豪雨とリーガル・ニーズ: 豪雨災害の声を徹底分析

第2章 令和元年台風被害とリーガル・ニーズ: 巨大台風襲来の大きな爪痕

第3章 義援金差押え禁止法恒久化: 水害と感染症と恒久法への道のり

第4章 終らない半壊の涙・境界線の明暗: 災害ケースマネジメントで申請主 義の壁を乗り越えろ

第5章 避難所TKBと感染症対策:災害救助法の柔軟運用と限界

第6章 続・続・個人情報は個人を救うためにある: 災害と個人情報利活用

第7章 救えた命、失われゆく声:命を守る災害関連死データの集積と分析

第8章 首都直下地震発生、東京から脱出せよ: 東京「仮」住まい

第3部 分野を超越するこれからの災害復興法学―RESILIENCE FOR ALL HAZARDS

第1章 知識の常備薬をポケットに: いつでも、どこででも、だれでも学べる社 会教育としての災害復興法学

第2章 知識を伝えるのはあなた: 命を繋ぐ災害ソーシャルワークと災害復興 法学

第3章 その時メディアは何を伝えるか: 被災者支援報道と災害復興法学

第4章 災害看護の力の源泉:健康支援・医療支援としての災害復興法学

第5章 会社は人でできている:組織のリスクマネジメントと災害復興法学

第6章 災害法務の専門人材を創れ:公共政策学としての災害復興法学

第7章 災害復興法学が目指す生活復興基本法:被災者のリーガル・ニーズ から基本法を創る

エピローグ: 14歳のための災害復興法学

災害復興法学

An Encouragement of Disaster Recovery and Revitalization Law

岡本正

公共政策×災害復興
明新順「ひと」様で取り上げられた弁理士による
原用業等大学・中央大学での自然調養を實験化

4万人を超える被災者の「声」から
浮き彫りになった巨大災害時の
法的課題と政策提言の軌跡
災害を切り拓くために
「リーガル・ビッグデータ」の分析から
防災教育の新たなデザインに挑戦する

2014年 慶應義塾大学出版会

参考文献

この国の未来を担うあなたへこれは被災地4万人の 声が導いた、 復興政策の軌跡と 未来への道標である



【主要目次】

第1部 巨大災害時のリーガル・ニーズ

第1章 東日本大震災無料法律相談情報分析結果

第2章 東日本大震災のリーガル・ニーズの視覚化

第2部 東日本大震災と復興政策の軌跡

第1章 被災者どうしの紛争、話し合いによる解決を

第2章 行方不明と死亡の狭間で揺れる遺族

第3章 破産できない! 新たな債務整理制度

第4章 きょうだいは家族か マイノリティ・リボートが導く真実

第5章 復興を阻害する古法の適用に待った!

第6章 いのちを奪うか、救うか、マンション法制のこれから

第7章 個人情報は個人を救うためにある

第8章 未来に残せ、地域の個人情報利活用術

第9章 100万件の紛争を法律家の手で解決せよ

第10章 絶望を希望に変える情報を伝えるために

*11章 既成概念を打ち破る新しい法律·法改正

第3部 危機管理の新デザイン

第1章 地域ごとの復興政策モデル

第2章 南海トラフ地震·首都直下地震に備えるデータの活用

この国の未来を担うあなたへ 復興政策の軌跡は、 未来をつくる希望の種になる。

2018年 慶應義塾大学出版会

【主要目次】

ブロローグ 復興から復興へ

第1部 災害時のリーガル・ニーズに学ぶ生活再建の知識の備え

- 第1章 東日本大震災「リーガル・ニーズ・マップ」
- 第2章 新しい防災教育 生活再建の「知識の備え」

第2部 復興政策の軌跡 大災害を教訓とした新制度の誕生

- 第1章 住まい(1) 所有者不明土地の高台移転·復興事業を加速せよ
- 第2章 住まい(2) 二重ローン問題は終わらない
- 第3章 住まい(3) マンションに救助はやってくるか
- 第4章 家族の生活(1) 災害関連死と家族の二重苦に終止符を
- 第5章 家族の生活(2) 災害救助法を徹底活用せよ
- 第6章 家族の生活(3) 半壊の涙、境界線の明暗
- 第7章 地域と情報(1) 津波犠牲者訴訟と安全配慮義務
- 第8章 地域と情報(2) 続・個人情報は個人を救うためにある
- 第9章 地域と情報(3) 必要な情報を必要なところへ

第3部 復興から防災へ 復興の叡智を未来の防災政策に

- 第1章 東日本大震災「復興期」のリーガル・ニーズ
- 第2章 熊本地震と新たな復興モデルの認識
- 第3章 広島土砂災害にみるリーガル・ニーズの普遍性
- 第4章 復興・復旧から防災・減災へ

エピローグに代えて

~2015年ネパール地震:カトマンズ講演に込めた「レジリエンス」の思い~

参考文献

災害復興法学II

An Encouragement of Disaster Recovery and Revitalization Law II

岡本正



声は届く、ともに歩んでいこうの

参考文献



災害復興法学 の体系

リーガル・ニーズと復興政策の軌跡

岡本正



勁草書房

法制と現場の乖離を克服する方向を 見いだした好著。心から一読を薦めたい。 **室崎益輝**(神戸大学名誉教授・兵庫県立大学滅災復興政策研究科科長)

解釈論と立法論とを総合する新しい法律学。 その道標となる画期的な成果が生まれた。

- 北居 功 (慶應義塾大学大学院法務研究科委員長)

keiso shobo

2018年 勁草書房(KDDI叢書)

第1章 災害復興法学の体系化を目指して

第2章 災害時の無料法律相談分析の意義と

災害復興法学に関する先行研究

第3章 東日本大震災無料法律相談情報分析結果

第4章 広島市豪雨災害無料法律相談情報分析結果

第5章 熊本地震無料法律相談データ分析結果

第6章 リーガル・ニーズの分析と災害復興政策の実現

第7章 分野横断的な復興政策モデルの構築

第8章 災害復興法学の実践

第9章 考察

第10章 結論と展望

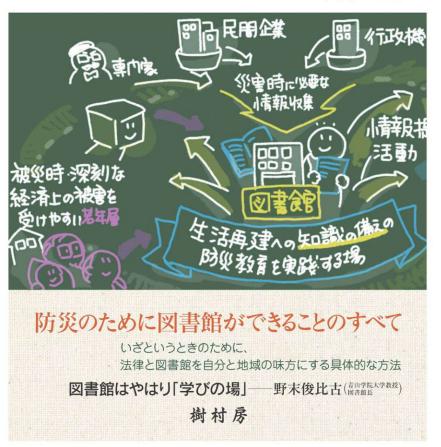


【受賞御礼】日本公共政策学会 2019年度学会賞『奨励賞』

図書館のための災害復興法学入門

新しい防災教育と生活再建への知識

岡本正



参考文献

図書館はやはり四学びの場面

第 | 部 「知る」 第2部 「伝える」

第3部「つくる」

災害が起こったとき、不安を抱える被災者の生活再建のために、図書館が担える役割とは何でしょうか。「生活再建への知識」「備えの防災教育」をキーワードに、地域を支える情報拠点であり、だれにでも開かれた生涯学習の場である図書館へ。

玉有朋子先生による ファシリテーション・ グラフィックも掲載!



くおお災しとたし をた

新型コロナウイルス感染症を テーマにした 7つの新作コラム!

新の法改正に対応!

2021年 12月3日 発売

を担う。実務や行政における豊富な経験を活かし 2012 年より「災害復興法学」講座を各大学 に割散、その防災教育活動は「危機管理デザイン賞」(2013 年)、「芸者力大賞ユースリーダー

- 住宅ローンの支払いができない
- 通帳や印鑑をなくした
- 国や自治体の支援はあるのか
- 生活費がない
- 公共料金が支払えない
- 壊れた屋根が隣家に被害を与えトラブルに
- 相続や保険の手続が複雑でわからない etc.

被災後の生活再建の大きな支えとなる 知識の備え」厳選30話。

この本で伝えたいのは「希望」です

四六判144ページ 定価1.430円(税込) ISBN 978-4-335-55206-9 C0036

参考文献





り、あらゆる制度が利用に際して罹災証 に自治体に発行義務を課しているのであ 明書を必須としているわけではありませ あくまでも被災者支援の円滑化のため 扱えないと誤解しているケースもあるの ん。罹災証明書がない限り被災者として 会社が被災地の一定の地域に住む人たち を一律に支援対象とすることがあります

生活再建への第一歩 「罹災証明書」を 必ず知っておこう

彼災者から申請があったときには、自治 体は罹災証明書を発行する義務を負って 被害をうけたら罹災証明書 災害による住宅等の被害の程度(全 大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊 住宅の被害の程度が一目瞭然と さまざまな被災者支援の際に

増補版

「災害復興法学」を提唱する弁護士



メンからエネルギ

をもらいまし

文·写真

村山思二

くりをした時も、

「おいしいラー

週末も大型連休も返上してDBづ

おかもと ただし さん(34)

った制度が実現した。

「DB がか



をパソコンに打ち込んだ。 ズを正確に把握 談を受け始めた。 対策本部の室長に就き、相談内容 士たちは駆け回って無料で法律相 日本弁護士連合会にデータベース れば意味がない」と震災の翌月、 (DB) 化を進言。自ら同会災害 鎌倉で江戸時代から続く酒屋に 東日本大震災が起きた時、 「被災者のニー 国に届けなけ 弁護 生まれ、 など、阪神大震災後には作れなか 府に出向中。 にもならない課題が浮かんだ。 建物の賃貸借やローン……。 どう は何ができるか」と強く思った。 や震災対応の部署へ飛ぶ。 では遺言や相続、市街地では被災 続放棄の期間延長やローンの減免 DBは4万件を超えた。 弁護士に。 周りの職員は被災地 震災時は内閣

沿岸部

「自分

もある。 学」を提唱した。昨年から母校慶 を経験した専門家がいない可能性 起きるのが数十年後なら、 なり貢献したはず しいラーメン店の開拓が楽しみ。 からは中央大大学院でも客員教授 応大の大学院で非常勤講師、今年 のノウハウを伝える「災害復興法 冢や官僚の卵の育成に力を注ぐ。 として、大災害に即応できる法律 札幌で司法修習をして以来、 首都直下型地震や東南海地震が 豊富な実例をもとに立法 大震災



「災害復興法学」を教える弁護士

正 さん 37

神奈川県出身で、

専門は企業法務。内閣府に が起きた。被災地では、全 出向中の20 国から駆けつけた弁護士 一年に震災

免制度や相続放棄の期間延

た。悲痛な声の数々を「希

ペースは約4万件に増え

活動の原点にある。データ

望の種」に変えたいと思っ

ている。(社会部

越村格)

災になる」。東日本大震災や備えも、広い意味での防や備えも、広い意味での防 00人を超す。 きた。その数は10 壁の学生らに教えて 興法学」を法律家や官僚志 後、自ら提唱した「災害復 る一方だ」。すぐに日本弁 現地の仲間に電話をかけ の相談を受けていた。自分 相談記録が積み重な 護士連合会に掛け合

に要望した結果、ローン**減** 日弁連がデータを基に国 で入力した。 ース化を提言し、夜 い、記録のデー は自分でもパソコン

学の授業を持ち、

度があれば苦しまずに済む 被災者の嘆きを聞いた。「制岩手県陸前高田市を訪れ、 支援制度が必要なのかを教 暮らしの再建にどんな法的 人がいた」という思いが、 えている。

あの年の6月、 複数の大学で災害復興法 災害後の

岡本 龙上 3 37 h

後、

自ら提唱した「災害復

た。

相談記録が積み重な

現地の仲間に電話をかけ

暮らしの再建にどんな法的 学の授業を持ち、災害後の

文援制度が必要なのかを教

に何ができるのかと思い、

る一方だ」。すぐに日本弁

い、記録のデータベ 護士連合会に掛け合

> 岩手県陸前高田市を訪れ、 えている。あの年の6月

災になる」。 や備えも、

災害後を生き抜く知識

の相談を受けていた。

自分

複数の大学で災害復興法

広い意味での防 東日本大震災

国から駆けつけた弁護士 が起きた。被災地では、全 専門は企業法務。 きた。その数はて 望の学生らに教えて 興法学」を法律家や官僚志 出向中の2011年に震災 00人を超す。 神奈川県出身で、 0 内閣府に

> で入力した。 ース化を提言

活動の原点にある。データ

度があれば苦しまずに済む 破災者の嘆きを聞いた。一制

人がいた」という思いが、

し要望した結果、 日弁連がデー は自分でもパソコン タを基に国 ローン減

期間延

免制度や相続放棄の 長などが実現した。

か月に3000件超

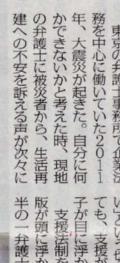
望の種」 に変えたいと思っ (社会部

た。悲痛な声の数々を「希

スは約4万件に増え

岡本 正さん(41)





堂)を出版した。 た3月、 けるお金とくらしの話」 **解説した「被災したあなたを助** 東日本大震災から9年を迎え 東京の弁護士事務所で企業法 法律や制度の使い方を (弘文

寄せられていることを知った。

思いとどまった。

ち約4万件を読み続けた。 をどうしていい い」という切実な声。制度があっ に集まった大量の相談事例のう 他の弁護士とともに、 支援法制を紹介する書籍の出 が目に浮かび、歯がゆかった。 弁護士の声に多くの人は 支援が現場に届かない様 のか分からな 「30代前 1年間

東日本大震災で 神奈川県鎌倉市出身。 は、避難所で直接相談を受け、 (2016年)などでも現地に出向いた。

も便利だ。 できれば」。四六判 害で多くを失っても、 ストを交えて、 430円) に沿って30話にまとめた。

とって当たり前の知識になるよ れる法律がある。全ての国民に 『知識の薬箱』 軽くて持ち運びに 写真・宮武祐希 文・林田奈夕 として貢献

2000 - 4 - 23

耳を傾けてくれないのでは」と して確立しようと「災害復興法 冊をまとめることができた。 。そんな書き出しで、 12年に慶応大の非 企業などを対象 も全国で200 まずは学問と 17年には博士 一般向けの です

每日新聞 2020年4月23日朝刊 総合4面

被災者の生活再建 助ける書籍出版



「罹災証明書は生活再建の たら保険協会の窓口へ」「公 共料金にも支払い猶予措置が ある」

地震や台風などで被害を受 けた人々が直面する、住まい

や暮らしの再建に役立つ法律 を分かりやすく説明する「被 災したあなたを助けるお金と くらしの話」(弘文堂)を、 11日に出版した。

9年前、東日本大震災の当 時は内閣府に出向中で、行政 改革や政策立案を担当してい た。並行して日弁連災害対策 本部嘱託室長として、被災者 を対象にした法律相談を集約 仲間の弁護士とともに1 年間で4万件を分析した。

相続や不動産賃貸借、住宅

おかもと ただし さん(41)

にまつわる相談が多くを占め た。法や制度をどう生かす その不備をいかに政策提 言につなげるかを体系化した 「災害復興法学」を確立。 生や自治体職員らに講義を重 ねてきた。

支援を受ける側にも「知識 の備えが必要」と指摘。「大災 害の備えというと、水や食料 を思い浮かべる人が多いが、 家や仕事、大切な人を失うか もしれない。被災する前に読 んでほしい」 (小形佳奈)

2020.3.12

東京中日新聞 2020年3月12日朝刊



2020年3月全国地方紙掲載 共同通信配信

ひと: 岡本正さん=被災時に役立つ知識をまとめ出版した弁護士

ほど行ってきた。 にしたセミナー 号を取得した。 常勤講師になり 学」を提唱。

そしてようやく、

岡本 正 (Tadashi OKAMOTO)

銀座パートナーズ法律事務所パートナー弁護士。博士(法学)。気象予報士。マンション管理士。ファイナンシャルプランナー(AFP)。医療経営士(2級)。防災士。防災介助士。岩手大学地域防災研究センター客員教授。北海道大学公共政策学研究センター上席研究員。人と防災未来センター特別研究調査員。慶應義塾大学・青山学院大学ビジネス法務専攻・長岡技術科学大学・日本福祉大学・神戸市看護大学等の非常勤講師。2013年度から2016年度には中央大学大学院公共政策研究科客員教授も務めた。2017年9月20日、博士論文「災害復興法学の体系―リーガル・ニーズと復興政策の軌跡―」により新潟大学大学院現代社会文化研究科より『博士(法学)』の学位を取得。

1979年生。神奈川県鎌倉市出身。2001年慶應義塾大学法学部法律学科卒業、同年に司法試験合格。 2003年に弁護士登録し、田邊・矢野・八木法律事務所(現在名)に10年勤務したのち、2013年8月に独立 し岡本正総合法律事務所を設立。2016年4月に銀座パートナーズ法律事務所を設立。

弁護士ほか専門資格と豊富な行政内弁護士経験を活かし、企業、個人、行政、政策、教育など幅広い法律分野を扱う。2009年10月から2011年10月まで内閣府行政刷新会議事務局上席政策調査員として、行政改革・規制改革・政府系法人改革・行政事業レビューなど行政改革・政策立案を担当する。東日本大震災を契機として、2011年4月から12月まで日弁連災害対策本部嘱託室長にも就任。東日本大震災の4万件の無料法律相談データベース策定を提言し、その責任者となる。2011年12月から2017年7月まで文部科学省原子力損害賠償紛争解決センター総括主任調査官に就任し、組織体制の構築や仲介基準策定をはじめ多数の案件に関わる。2012年には、リーガルニーズと復興政策の軌跡をとりまとめ、法学と政策学を融合した「災害復興法学」を大学に創設。講義などの取り組みは、『危機管理デザイン賞2013』『第6回若者力大賞ユースリーダー支援賞』などを受賞。

内閣官房、内閣府、総務省、中小企業庁、東京都、神奈川県ほか産学官の公職多数。その他企業や行政機関の役職・アドバイザー・専門委員等多数。NHK「視点・論点」、読売新聞「顔」、朝日新聞「ひと」、毎日新聞「ひと」、東京新聞「この人」他メディアにおける有識者出演多数。

代表著書に『災害復興法学:リーガル・ニーズと復興政策の軌跡』(勁草書房/日本公共政策学会奨励賞受賞)、『災害復興法学』(慶應義塾大学出版会)、『災害復興法学Ⅱ』(同)、『非常時対応の社会科学法学と経済学の共同の試み』(有斐閣)、『公務員弁護士のすべて』(第一法規)、『被災したあなたを助けるお金とくらしの話』(弘文堂)、『図書館のための災害復興法学』(樹村房)などがある。

岡本 正 (Tadashi OKAMOTO)

略歴・全業績アーカイブ 主な論文・専門誌記事 (岡本正ウェブサイト) (CiNii)

researchmap (岡本正)







SYNODOS

弘文堂スクエア連載 (寄稿/取材/対談) (新型コロナと災害復興法学)

Yahoo!ニュース (個人オーサー)







自然災害訴訟に学ぶ組織のリスクマネジメント 安全配慮義務とBICPの視点-

一ズ法律事務所 弁護士、博士(法学)、気象予報士、岩手大学地域防災研究センター客員教授

官民を間わず組織のリスクマネジメントに役立つ視点を、過去の自然災害から教訓を抽出することで取りまとめる。組織のリスクマネジメントの概念は広範にわたるが、ここでは、①災害等の直後に、組織がその構成員、施設利用者等の関係者や顧客の生命を災害の脅威そのものから守ることが出来るかという視点と、②災害とびる構成員・職員らの健康にケアをした形で事業を遂行し、確実に事業継続を達成できるかどうかという視点について、「安全配慮義務」や「リスクコミュニケーション」という観点から考察を試みるものである。

まず、災害発生の直前直後における組織の 「安全配慮義務」のポイントを呼き彫りにすべ く、自然災害に起因して超きた損害賠債訴訟の 裁判例、特に東日本大震災の津波被災者訴訟 (津抜で亡くなった方のご遺族が所属組織や公 的機関に対して賠償責任を問う、不法行為に基 づく植地脂酸脂状形態や国際脂酸脂状形態)の 裁判例を「検証的な目線」から分析し、そこか ら組織のリスクマネジメントに資する教訓を抽 出することを目指す (岡本正2018 「災害復興法 学111)。自然災害に関連した裁判例で共通して いるのは、組織が「安全配慮義」、「善管注意義 務」、「内部統制システム構築義務」等を果たし ていたかどうかという視点である。自然災害と 安全配慮義務等の関係性や、津波被災者訴訟の なかから、銀行、自動車学校、公立小学校等の まとめて、現在の組織のリスケマネジメントに 欠かせない視点を提示する。これらの視点は、 事業継続計画 (BCP) の見直しや、組織全体の 事業継続マネジメントの強化のために、直ちに 人材育成や経営戦略に反映されることが望まれ 事例を分析することで導き出された教訓をとり

ジリエンス向上を目指す [BLCP] (Business また、組織が安全配慮義務を果たそうとする 員が被災後に過酷な環境に置かれ、肉体的・精 神的・経済的負担から離職してしまえば、組織 としても事業継続の担い手を失うことになって しまう。そこで、災害発生のリスクや、災害後 に被災者を安心させるための内部に向けた「リ スクコミュニケーション」の実施を平時から丁 単に行っておくことが重要である。その一例と して、組織の社員や構成員に対する「被災した あなたを助けるお金とくらしの話」研修プログ ラム (岡本正「被災したあなたを助けるお金と くらしの話増補版])の実践の有効性を提言した い。被災後に職員個人や家族が「生活再雄」を 果たすために必要となる情報に辿り着けず不安 を抱え、困窮状態に陥れば、職員は事業継続の 担い手として活動することができなくなってし まう。このため、組織側のほうで、職員個人や 家族のために必要となる最低限の「知識」を備 て、少しでも希望をもってもらえる役立つ情報 を事前に知っておいてもらう研修等の実践が有 効である。罹災証明書、被災者生活再建支援金、 災害弔慰金、そして自然災害債務整理ガイドラ インといった、大規模な自然災害の発生時にお いて不可欠となる法制度の知識を、平時の段階 から職員に浸透させることを、人材育成のプロ セスに組み込むことも重要である。個人のレジ リエンスの強化をはかることで、組織全体のレ and Living Continuity Plan)の視点を考慮し 場面は、災害後に事業継続の担い手となる職員 のケアに及ぶ。組織は職員やその家族に対する える研修を実施して、人材育成を行っておくこ ンの支払等に苦慮する職員やその家族にとっ とが重要になる。災害後に住宅が被災し、ロー 「生活の再建」へのサポートも欠かせない。 た事業雑続マネジメントが求められている。